

令和5年度

市町村職員の給与・定員・勤務条件等の状況

<令和5年4月1日現在>

令和6年3月

大分県総務部市町村振興課

目次

1	市町村職員の給与の状況	
(1)	ラスパイレス指数の状況	1
(2)	給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）	3
(3)	市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）	4
(4)	昇給制度の見直しの状況	4
(5)	扶養手当の状況	5
(6)	期末・勤勉手当の状況	6
2	市町村職員の定員の状況	7
3	市町村職員の勤務条件の状況	9
	(参考) 地方公務員の給与等に関する諸原則	10

1(1) ラスパイレス指数の状況

① 県内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

（概要）

- ・ 県内市町村の給料水準は、ラスパイレス指数（R5. 4. 1 現在）で見ると、市平均100. 3ポイント（全国市平均98. 6ポイント）、町村平均98. 4ポイント（全国町村平均96. 3ポイント）となっています。

※ラスパイレス指数は、「給料」について算出したものです。

区 分	R 4	R 5	増減
			R4→R5
県内 市平均	100. 3	100. 3	0. 0
全国 市平均	98. 7	98. 6	▲ 0. 1
県内 町村平均	97. 9	98. 4	0. 5
全国 町村平均	96. 3	96. 3	0. 0
県内市町村平均	100. 1	100. 2	0. 1
全地方公共団体 平 均	98. 9	98. 8	▲ 0. 1

※ラスパイレス指数とは

地方公務員の給料月額を国家公務員の給料月額と比較して計算した指数であり、国家公務員を100としたもの。各団体の平均給料月額を職種ごとに学歴別、経験年数別に分類した上で、国家公務員の職員構成（人数）を用いて算出することにより求める。

※「給料」と「給与」の違い

「給料」は「給与」から各種手当を除いた基本給を差し、「給与」は職員に対しその勤務に対する対価として支払われる全てのものを指す。

各種手当：期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等

② 県内市町村のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

（概要）

ラスパイレス指数が100以上の団体は、令和5年4月1日現在で10団体となっています。

区 分	R 4	R 5	増減
			R4→R5
100以上	8	10	2
95以上 100未満	9	7	▲ 2
95未満	1	1	0
県内市町村数	18	18	

③令和5年大分県内市町村職員の給与等の状況

市町村名	一般行政職の給与等の状況								
	ラスパイレース指数						令和5年度 給与削減 措置実施	平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (百円)
	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	前年比			
大分市	100.0	100.1	100.2	100.5	100.8	0.3	措置あり	40.3	3,161
別府市	100.2	99.7	100.1	99.8	99.6	▲0.2	-	43.7	3,211
中津市	101.3	101.0	101.3	100.9	100.1	▲0.8	-	40.6	3,079
日田市	100.5	100.2	100.1	99.8	100.3	0.5	-	42.7	3,244
佐伯市	100.3	100.4	100.2	100.3	100.1	▲0.2	-	43.9	3,386
臼杵市	101.2	99.1	100.4	100.3	100.2	▲0.1	-	43.8	3,369
津久見市	99.4	99.7	99.4	99.3	99.1	▲0.2	-	44.3	3,334
竹田市	99.5	99.8	99.7	99.5	99.5	0.0	措置あり	45.0	3,380
豊後高田市	100.1	100.0	99.9	100.5	100.4	▲0.1	-	44.4	3,408
杵築市	100.2	96.0	96.2	98.0	99.3	1.3	措置あり	44.3	3,429
宇佐市	100.4	100.2	99.6	99.7	100.0	0.3	措置あり	41.6	3,228
豊後大野市	100.6	100.8	100.3	99.9	99.9	0.0	-	45.3	3,488
由布市	100.5	100.5	100.4	100.5	100.4	▲0.1	措置あり	39.8	3,119
国東市	100.6	100.7	100.9	100.6	99.8	▲0.8	措置あり	42.4	3,279
市平均	100.5	100.2	100.2	100.3	100.3	0.0	-	42.2	3,246
(全国市)	98.9	98.9	98.8	98.7	98.6	▲0.1	-	-	-
姫島村	81.1	81.1	81.1	81.2	81.9	0.7	-	42.7	2,619
日出町	99.5	98.7	98.3	97.9	100.4	2.5	-	42.0	3,211
九重町	99.5	99.8	99.6	99.7	99.6	▲0.1	措置あり	39.1	3,059
玖珠町	100.5	100.7	100.2	100.4	100.2	▲0.2	-	43.8	3,371
町村平均	97.7	97.8	97.5	97.9	98.4	0.5	-	41.9	3,158
(全国町村)	96.3	96.4	96.3	96.3	96.3	0.0	-	-	-
市町村平均	100.3	100.1	100.1	100.1	100.2	0.1	-	42.2	3,240
全地方公共団体平均	99.1	99.1	99.0	98.9	98.8	▲0.1	-	-	-
大分県	99.4	99.3	99.3	99.3	99.3	0.0	-	41.6	3,141

※平均年齢・平均給料月額については、再任用職員を含む。

1(2) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

給料表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきですが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮又は強化されることを前提に同委員会が行った算定や明示等を参考にして、市町村が給料表を整備することにより、間接的に地域民間給与を反映させるよう検討すべきものとされています。

（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）

① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
国東市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	413,000	444,900			
姫島村	247,600	304,200	350,000	381,000						
九重町	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900			
国	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500	

② 県に準拠した給料表を使用している団体（県人事委員会勧告により国の給料表に一定の率を乗じたもの）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
別府市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600	469,300		
中津市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600			
日田市	248,000	304,700	350,600	384,800	396,600	410,900	445,600			
佐伯市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600	469,300		
臼杵市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600			
津久見市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600			
竹田市	248,000	304,700	350,600	381,600	394,600	410,900	445,600			
豊後高田市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600			
杵築市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600			
宇佐市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600	469,300		
豊後大野市	248,000	304,700	350,600	381,600	394,600	410,900	445,600			
由布市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600			
日出町	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600			
玖珠町	248,000	304,700	350,600	381,600	394,800	410,900	445,600			
大分県	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600	469,300	528,300	

③ 独自給料表を使用している団体（一部の級で号給数、給料月額が異なっている。）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
大分市	248,000	304,700	350,600	384,800	394,600	410,900	445,600	469,300	528,300	

1(3) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。

市町村名	一般行政職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上
		(人) (%)										
大分市	1,824	95	335	282	541	342	113	64	39	13	—	571
		5.2	18.4	15.5	29.7	18.8	6.2	3.5	2.1	0.7	—	31.3
別府市	458	33	50	87	164	59	29	28	8	—	—	124
		7.2	10.9	19.0	35.8	12.9	6.3	6.1	1.7	—	—	27.1
中津市	506	66	43	140	58	127	59	13	—	—	—	199
		13.0	8.5	27.7	11.5	25.1	11.7	2.6	—	—	—	39.3
日田市	442	41	46	68	112	111	55	9	—	—	—	175
		9.3	10.4	15.4	25.3	25.1	12.4	2.0	—	—	—	39.6
佐伯市	549	35	48	69	184	129	63	10	11	—	—	213
		6.4	8.7	12.6	33.5	23.5	11.5	1.8	2.0	—	—	38.8
臼杵市	271	15	28	35	60	78	32	23	—	—	—	133
		5.5	10.3	12.9	22.1	28.8	11.8	8.5	—	—	—	49.1
津久見市	142	12	13	21	30	45	18	3	—	—	—	66
		8.5	9.2	14.8	21.1	31.7	12.7	2.1	—	—	—	46.5
竹田市	190	18	9	25	54	43	13	28	—	—	—	84
		9.5	4.7	13.2	28.4	22.6	6.8	14.7	—	—	—	44.2
豊後高田市	217	16	10	35	37	66	27	26	—	—	—	119
		7.4	4.6	16.1	17.1	30.4	12.4	12.0	—	—	—	54.8
杵築市	229	9	9	31	90	55	19	16	—	—	—	90
		3.9	3.9	13.5	39.3	24.0	8.3	7.0	—	—	—	39.3
宇佐市	456	42	71	52	81	135	34	32	9	—	—	210
		9.2	15.6	11.4	17.8	29.6	7.5	7.0	2.0	—	—	46.1
豊後大野市	272	22	16	27	26	117	37	27	—	—	—	181
		8.1	5.9	9.9	9.6	43.0	13.6	9.9	—	—	—	66.5
由布市	261	39	48	35	58	37	13	31	—	—	—	81
		14.9	18.4	13.4	22.2	14.2	5.0	11.9	—	—	—	31.0
国東市	268	16	39	35	33	91	20	34	—	—	—	145
		6.0	14.6	13.1	12.3	34.0	7.5	12.7	—	—	—	54.1
姫島村	51	16	20	0	15	—	—	—	—	—	—	0
		31.4	39.2	0.0	29.4	—	—	—	—	—	—	0.0
日出町	153	11	17	35	43	29	14	4	—	—	—	47
		7.2	11.1	22.9	28.1	19.0	9.2	2.6	—	—	—	30.7
九重町	111	11	9	24	34	18	7	8	—	—	—	33
		9.9	8.1	21.6	30.6	16.2	6.3	7.2	—	—	—	29.7
玖珠町	138	9	10	14	52	31	17	5	—	—	—	53
		6.5	7.2	10.1	37.7	22.5	12.3	3.6	—	—	—	38.4
大分県	3,914	387	542	847	966	783	91	252	37	9	—	1,172
		9.9	13.8	21.6	24.7	20.0	2.3	6.4	0.9	0.2	—	29.9
国	139,522	18,889	17,613	27,717	31,542	20,314	15,823	3,900	2,144	1,306	274	43,761
		13.5	12.6	19.9	22.6	14.6	11.3	2.8	1.5	0.9	0.2	31.4

1(4) 昇給制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

昇給停止年齢	団体数	団体名
55歳	17	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
56歳	1	日田市

1(5) 扶養手当の状況（令和5年4月1日現在）

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給される手当です。

①配偶者、②子、③父母等、④職員に配偶者がいない場合、⑤特定期間加算（満15歳～満22歳にある子に対する②への加算）の月額を記載しています。

市町村名	①配偶者		②子	③父母等		④1人（配偶者なし）		⑤特定期間加算
	7級相当以下	8級相当		7級相当以下	8級相当	子	父母等	
大分市	6,500円	3,500円	11,000円	6,500円	3,500円	②と同様	③と同様	6,000円
別府市	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	②と同様	③と同様	5,000円
中津市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,000円
日田市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,500円
佐伯市	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	②と同様	③と同様	6,000円
臼杵市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,500円
津久見市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,000円
竹田市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,500円
豊後高田市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	6,000円
杵築市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,000円
宇佐市	7,000円	3,500円	10,000円	7,000円	3,500円	②と同様	③と同様	5,500円
豊後大野市	7,000円	-	11,000円	7,000円	-	②と同様	③と同様	6,000円
由布市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,500円
国東市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,500円
姫島村	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,000円
日出町	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,000円
九重町	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,000円
玖珠町	6,500円	-	11,000円	6,500円	-	②と同様	③と同様	5,000円
大分県	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	②と同様	③と同様	5,000円
国	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	②と同様	③と同様	5,000円

1(6) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。

- ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、
③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (R5. 12期)					管理職加算 (R5. 12期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4.45	0%	5%	10~17%	17~18%	19%	9級 10% 8級 5%
別府市	4.45	0%	5%	10~13%	15%	15%	
中津市	4.45	0%	5%	10%	15%		
日田市	4.45	0%	5%	10%	15%		
佐伯市	4.45	0%	5%	10%	15%	15%	
臼杵市	4.45	0%	5%	10%	15%		
津久見市	4.45	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4.45	0%	5%	10~13%	15%		
豊後高田市	4.45	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4.45	0%	5%	10%	15%		
宇佐市	4.45	0%	5%	13~15%	15%	15%	
豊後大野市	4.45	0%	5%	10~13%	15%		
由布市	4.45	0%	5%	12~13%	15%		
国東市	4.45	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4.45	0%	5%	10%			
日出町	4.45	0%	5%	10%	15%		
九重町	4.45	0%	5%	10~13%	15%		
玖珠町	4.45	0%	5%	13%	15%		
大分県	4.45	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4.45	0%	5%	10%	15%	20%	7~10級 10~25%

2. 市町村職員の定員の状況(令和5年4月1日現在)

県内市町村の一般行政部門の職員数は、令和5年4月1日現在で7,129人となっています。

県下市町村における定員管理の計画については、既に策定済みの団体や、現在策定中の団体など様々ですが、地域の実情に応じて数値目標を設定するなど、主体的かつ適切な定員管理が必要です。

市町村名	住基人口 R5. 1. 1	一般行政部門						総職員数	
		職員数(一般行政部門)				人口一人当たりの職員数		R4 (人)	R5 (人)
		R4 (人)	R5 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	R4 (人)	R5 (人)		
大分市	476,556	2,227	2,258	31	1.4	46.6	47.4	3,380	3,409
別府市	113,707	585	577	▲ 8	▲ 1.4	51.6	50.7	979	975
中津市	83,101	531	529	▲ 2	▲ 0.4	63.9	63.7	1,225	1,222
日田市	62,080	495	496	1	0.2	78.6	79.9	621	621
佐伯市	67,126	562	550	▲ 12	▲ 2.1	82.2	81.9	866	848
臼杵市	36,137	253	258	5	2.0	68.7	71.4	391	394
津久見市	15,868	123	122	▲ 1	▲ 0.8	75.4	76.9	217	215
竹田市	19,890	211	212	1	0.5	103.4	106.6	328	327
豊後高田市	22,177	207	206	▲ 1	▲ 0.5	92.9	92.9	317	317
杵築市	27,295	225	219	▲ 6	▲ 2.7	81.4	80.2	530	525
宇佐市	53,385	423	423	0	0.0	78.4	79.2	670	675
豊後大野市	33,415	325	323	▲ 2	▲ 0.6	95.4	96.7	711	700
由布市	33,531	246	244	▲ 2	▲ 0.8	72.8	72.8	410	412
国東市	26,179	266	262	▲ 4	▲ 1.5	100.2	100.1	717	722
姫島村	1,812	55	55	0	0.0	292.9	303.5	124	125
日出町	28,115	148	147	▲ 1	▲ 0.7	52.4	52.3	212	213
九重町	8,705	115	117	2	1.7	129.2	134.4	152	152
玖珠町	14,379	130	131	1	0.8	88.5	91.1	185	186
市計	1,070,447	6,679	6,679	0	0.0	62.0	62.4	11,362	11,362
町村計	53,011	448	450	2	0.4	83.4	84.9	673	676
市町村合計	1,123,458	7,127	7,129	2	0.0	63.0	63.5	12,035	12,038

※「総職員数」
病院、消防等の職員も含む。(一部事務組合の消防職員等は除く。)

※「人口一人当たりの職員数」
R5. 4. 1一般行政部門の職員数をR5. 1. 1住基人口数で除し、1万を乗じたもの。

市町村別の総職員数の推移

	職員数(人)							増減(人)	
	H18	H22	H31	R2	R3	R4	R5	R5-R4	R5-H18
大分市	3,828	3,477	3,246	3,323	3,369	3,380	3,409	29	▲ 419
別府市	1,178	1,091	952	950	957	979	975	▲ 4	▲ 203
中津市	1,141	1,099	1,195	1,188	1,187	1,225	1,222	▲ 3	81
日田市	722	669	619	613	613	621	621	0	▲ 101
佐伯市	1,192	1,045	916	907	884	866	848	▲ 18	▲ 344
臼杵市	451	419	394	395	391	391	394	3	▲ 57
津久見市	292	247	219	219	219	217	215	▲ 2	▲ 77
竹田市	516	435	346	335	331	328	327	▲ 1	▲ 189
豊後高田市	381	345	313	313	314	317	317	0	▲ 64
杵築市	544	505	544	539	536	530	525	▲ 5	▲ 19
宇佐市	809	693	663	669	668	670	675	5	▲ 134
豊後大野市	825	758	729	717	713	711	700	▲ 11	▲ 125
由布市	423	398	396	398	407	410	412	2	▲ 11
国東市	844	733	737	734	720	717	722	5	▲ 122
姫島村	187	174	177	126	125	124	125	1	▲ 62
日出町	217	212	210	214	217	212	213	1	▲ 4
九重町	159	152	149	150	151	152	152	0	▲ 7
玖珠町	207	193	189	186	185	185	186	1	▲ 21
市計	13,146	11,914	11,269	11,300	11,309	11,362	11,362	0	▲ 1,784
町村計	770	731	725	676	678	673	676	3	▲ 94
市町村合計	13,916	12,645	11,994	11,976	11,987	12,035	12,038	3	▲ 1,878
増減数(前年比)	-	-	-	▲ 18	11	48	3	-	-

※「地方公共団体定員管理調査」のうち、各年4月1日現在の団体の職員数を掲載。

※平成16～17年度の市町村合併により、平成18年度から現在の18市町村となった。

※平成17年度～21年度にかけて、県内市町村では総務省からの要請により策定した「集中改革プラン」に基づき、定員削減を実施。

3. 市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第4項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

(1) 年次有給休暇の取得状況 (R4. 1. 1～R4. 12. 31 または R4. 4. 1～R5. 3. 31 の1年間)

区 分	市	町村	全団体	(参考) 大分県	(参考) 全国市区町 村
平均取得日数(日)	11.4	10.6	11.3	14.4	12.0

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

(2) 介護休暇の取得状況 (令和4年度中)

介護休暇とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。【無給】

※共済組合からの手当金あり

【市町村】

	介護休暇 取得者数	介護休暇取得者の期間別内訳数					
		1月以内	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	2	2	—	—	—	—	—
女性職員	7	4	1	—	2	—	—
計	9	6	1	—	2	—	—

(3) 育児休業、育児のための部分休業、育児短時間勤務の取得状況 (令和4年度に新たに取得した者)

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。【無給】

※共済組合からの手当金あり

部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないとすることができる制度です。【無給】

育児短時間勤務とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、通常の勤務時間より短い時間を割り振られて勤務することができる制度です。【無給】

【育児休業等の取得状況及び取得率：市町村（全部門合計）】

区 分	令和4年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった職員数	令和4年度新規取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間 勤務
男性職員	311	76 (24.4%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)
女性職員	164	164 (100.0%)	37 (22.6%)	2 (1.2%)
計	475	240 (50.5%)	37 (7.8%)	5 (1.1%)

※令和4年度新規取得者数には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業等
を取得した職員が含まれる。

※()内は、「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に占める「令和4年度新規取得者数」の割合

【育児休業等の取得状況及び取得率：市町村（一般行政部門）】

区 分	令和4年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった職員数	令和4年度新規取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間 勤務
男性職員	158	63 (39.9%)	0 (0.0%)	3 (1.9%)
女性職員	117	117 (100.0%)	34 (29.1%)	1 (2.9%)
計	275	180 (65.5%)	34 (12.4%)	4 (1.5%)

※令和4年度新規取得者数には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業等
を取得した職員が含まれる。

※()内は、「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に占める「令和4年度新規取得者数」の割合

(参考)

◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」があります。

(1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地公法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他の勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第4項）

「勤務時間その他の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

(2) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項・第204条の2、地公法第24条第5項・第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと、決定されることとなります。

イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない」とされており、課長や係長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第2項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

以上の原則に則り、市町村においては条例・規則に基づき、給与その他の勤務条件を決定することになります。